

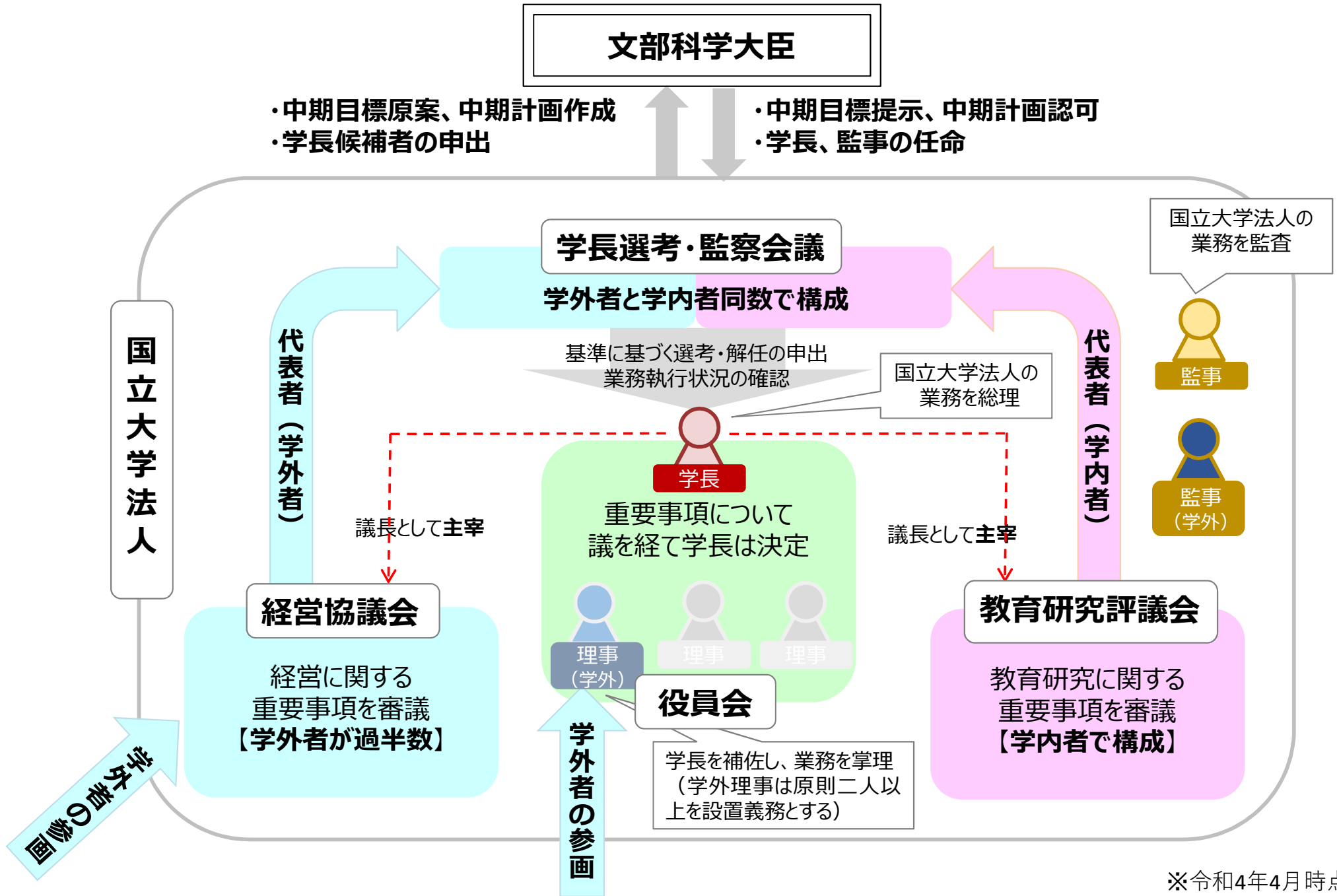
**資料3**

世界と伍する研究大学の実現に向けた  
制度改革等のための検討会議  
法制度ワーキングチーム  
R3.12.17

**世界と伍する研究大学の実現に向けた  
制度改革に係る論点について  
〈国立大学法人法関係〉**

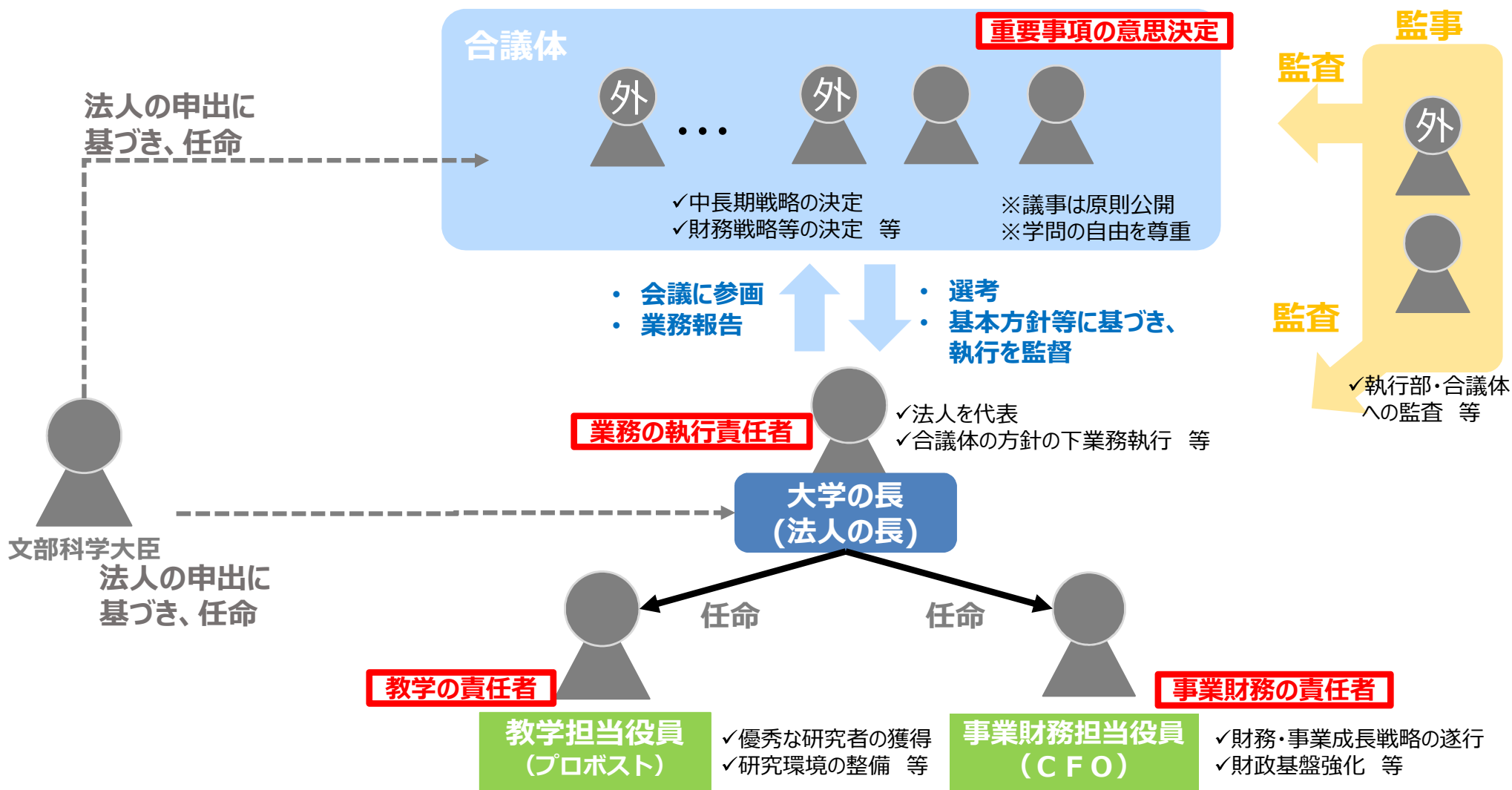
**令和3年12月17日  
文部科学省**

# 現在の国立大学法人のガバナンスの仕組み（原則）



# 特定研究大学（仮称）におけるガバナンス（国立大学の場合のイメージ）

R3.11.25 文部科学省「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議」（第4回）資料2-2



※理事・教育研究評議会等はこの図においては省略

※公私立大学については、それぞれの制度の趣旨や特性を踏まえ、具体的な内容について、引き続き検討

# 論点（案）（国立大学法人関係）

## （1）文部科学大臣による大学の長及び合議体の構成員の任命について

- 国立大学法人法上、大学の自治については、
  - ①学内の人事に関し、大学の自主的な決定に委ねること
  - ②教育研究の内容について、大学が自主的に決定した方針に従い行われることがその主な内容とされている。このうち、特に①については、文部科学大臣による学長の任命は、学長選考会議の選考による法人の申出に基づき行うことにより、制度的な担保がなされている。
- 平成31年の法改正において、国立大学法人に理事長を置くことができることとし、経営と教学の分離を可能とした際にも、理事長は大学総括理事（学校教育法上の学長）の任免等、教学面に一定の関与をすることから、当該理事長の選考は、従来の法人の長の選考と同様に、学内の意向を反映して選考を行い、その結果に基づき大臣が任命することとしている。
- こうした国立大学における大学の自治の観点からすれば、文部科学大臣による大学の長及び合議体の構成員の任命については、法人の申出に基づき大臣が任命するべきであると考えられるが、どうか。

### ■第156回国会 参議院・文教科学委員会（平成15年5月29日）

○政府参考人（遠藤純一郎君）いわゆる学問の自由、憲法二十三条につきましては、この規定に由来するものといたしまして、大学に対しまして教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行である大学の自治というものが慣行上認められてきておることをごさしまして、その内容を国立大学について見ますと、**一つは人事でございまして、大学の教育研究に携わる人の人事は大学の自主的な決定にゆだねること、それからもう一つは、教育研究につきましては大学が自主的に決定した方針に従って行われるべきであるということが、この二点が主要な点として認められてきた**ということになるかと思えます。

この点につきまして、国立大学法人法案におきましては、まず人事の面につきましては、文部科学大臣による学長の任命、これについては**学長選考会議の選考による国立大学法人の申出に基づき行うということにしておりますし、教員の任命は学長が行う**と、こういうことになっておるわけでございます。

○副大臣（河村建夫君）通常の独立行政法人では、法人の長は大臣の裁量で任命することになっているわけですが、国立大学の学長については、大学の自主性、それから自律性尊重という立場で、学長選考会議の選考結果を大学が申し出て、それに基づいて行う、こうなっております。したがって**文部科学大臣は、大学の申出に法的に拘束をされて、例えば所定の手続を経ていないとかの申出があった場合に、あるいは学長に誠にふさわしくない著しい非行がある、申出に明白な形式的な違反性がある、そういう違法性があるというような場合、明らかに不適切と客観的に認められる場合、これを除いては拒否することができない**と、こうなっております。

## （２）国立大学における「合議体」の構成員の選考方法について

### （２）－１ 選考母体について

- 国立大学法人内における合議体構成員の選考の方法については、大別して以下のような方法が考えられる。
  - ① 合議体自身が自身の後任を選出する方法
  - ② 学内で別途選出組織を組成する方法
    - i 既存の組織を活用する場合
    - ii 新たに選考組織を作る場合
  
- ①については、特に合議体の構成員の人数が限られる場合には、
  - ・ 特定の合議体のメンバーの影響力の下で後継の合議体の構成が規定されてしまうということが起こり得るが、どうか
  - ・ 国の機関において合議制の機関が後任を選任するという方法が一般に取られていない中で、そうした方法を正当化できるかといった論点が存在すると考えられるが、法的な観点からどのように考えられるか。
  
- ②については、例えば既存の組織を活用する場合( i )には、学外者の意見を代表させる組織としては経営協議会、学内者の意見を代表させる組織としては教育研究評議会が考えられる（現在の学長選考・監察会議と同様）が、どうか。

## （２）国立大学における「合議体」の構成員の選考方法について

### （２）－２ 学内外の意見の取り入れ方について

- 国立大学法人における学長選考においては、学長選考に社会（学外）の意見を反映させるという趣旨から、経営協議会の学外委員の代表者と教育研究評議会の代表者同数で学長選考会議（学長選考・監察会議）を構成することとされている。
- 現在、検討会議において議論されている「合議体」においては、
  - ①法人における重要事項の決定
  - ②法人における業務執行を担うこととなる法人の長の選考・監督といった役割を担うことが検討されている。合議体の役割と現在の大学の長が担っている役割を比較すれば、合議体の構成員の選考を行う際の選考機関の構成については、現在の学長選考と同様に、学内外同数の考え方を維持するべきという考え方になるか。
- 学内外同数の考え方を取る場合に、既存の組織を活用するとすれば、学外者を経営協議会から、学内者を教育研究評議会から代表させることが考えられるか。

#### ■第156回国会 参議院・文教科学委員会（平成15年6月10日）

○政府参考人（遠藤純一郎君）御指摘のように、法人化後の学長でございますが、教育研究面と経営面の両方の最終責任者として強いリーダーシップを発揮することが要請されるために、教育研究に関する高い識見とともに、経営面での優れた手腕を有しているということが求められるわけでございます。一つは、選び方でございますけれども、法人化後は、学内者のみで構成される評議会が学長選考を行ってございましたこれまでの方式を改めまして、**法案第12条におきまして、経営協議会の学外委員の代表者と教育研究評議会の代表者が同数で構成する学長選考会議**におきまして、学長選考の基準や手続を定めるとともに、**具体の候補者の選考を行うという方式を導入をするということにしておるわけでございます。この新しい方式によりまして、学外者の知見も取り入れまして、経営面の手腕も十分見極めながら、広く学内、学外から法人化後の学長にふさわしい人を求めまして、学長選考会議が責任を持って選考するということになるものと考えておるわけでございます。**

もう一つは、実際の運営面における体制の問題でございますけれども、理事や経営協議会の委員に経営面での優れた識見や豊富な経験を有します学外の人材を招聘をするなど学長の経営を支えるスタッフを厚くしておきまして、学長を中心とした責任ある大学法人の経営が行われるものと考えている次第でございます。



## （3）「合議体」の構成員の属性について （3）－1 学内外の割合について

- 現行制度において、法人の意思決定を行う学長の選考においては学内外同数により選考を行うこととなっているが、選考される学長については学外者が学長となることも可能となっている。新たに法人の重要事項の意思決定を行うこととなる合議体について、構成員の選考の際に学内者・学外者同数による選考を行った場合、合議体の構成員の学内者・学外者の割合をどのようにするかは、政策的な判断の範囲内に収まると考えてよいか。
- コーポレートガバナンスの考え方を踏まえると、合議体はモニタリングボードとマネージングボード双方の性質を持つと考えられるが、モニタリングボードとしての性質が強いのか、マネージングボードとしての性質が強いのかにより、合議体の構成員における学外者が占めるべき割合が変わってくると考えられるがどうか。
- 仮に合議体において学外者が相当程度の割合を占めることとした場合に、大学における学問の自由を尊重するための配慮としては、
  - ①合議体の決定事項を大学の重要事項に限る
  - ②合議体の権限と合わせて、教育研究の特性への配慮に関する規定を法律上に設ける等を措置することが考えられるがどうか。

## （3）「合議体」の構成員の属性について

### （3）－2 学長が「合議体」の構成員となることについて

- これまでの検討において、合議体における決定事項の一つとして大学の長の選考が想定されている。一方で、合議体において大学の経営方針等を議論する際には、当該大学における実態を踏まえて議論を行う事が欠かせないことから、大学において業務の執行の責任を持つこととなる大学の長（法人の長）が合議体の議論に主体的に参画することが必要となると考えられる。
- こうしたことを踏まえると、国立大学法人における合議体と大学の長（法人の長）の関係については、大学の長は合議体の構成員となり、合議体の意思決定に参画するが、学長選考等には関与しないという形が考えられるが、法制的に問題はあるか。



## （3）「合議体」の構成員の属性について

### （3）－3 構成員に学内の役職者が入る場合の考え方について

- 学内の職員が合議体の構成員となった場合、役員と被用者としての職員の立場を兼ねることとなることも想定される。このような場合に備えて予め、合議体の構成員となった場合は学内理事を兼ねることとする、というような規定を設けることも考えられるものの、学長の任免権を制限すること等にもつながりかねないため、法律上は規定を設けることとはせず、各法人の実情に応じた運用に任せることで足りると思われるが、どうか。

## （４）「合議体」の責任、牽制機能に関する考え方について

- 合議体の構成員の責任の在り方については、現在の国立大学法人の役員のように、独立行政法人通則法における忠実義務の規定を準用することで対応することが考えられるほか、構成員個人に発生する責任であれば、合議体の構成員相互に牽制機能を持たせることが考えられる。
- 一方で、法人の経営責任等、必ずしも構成員個人の責任を問うことが困難な場合には、監事による監査のほか、法人内部における合議体に対する牽制機能としては、消極的に構成員を「再任しない」ことや、議事や議事録の公開を義務づけるによることが考えられるがどうか。